

(ハ) 解決主要条件

本手議ニ果テテ履行ハ申並テ議中ノ日給金額ニ決カレ度ニ
加一項目ノ内容認カシムルヲ議トシテ之ヲ解決者ヲ出サレ事ヲ准一ノ条件トシテ絶対
承認セヨ

但シ右ノ名稱ニ依リテテ金一封(金百円也)ヲ又給ス

労務第二四四二號

昭和八年九月十五日

警視總監

藤沼庄平

(化)

内務大臣 山本 達雄 殿

労働部 局長 官 殿

労働部長

事務所 株式会社 労働争議ニ関スル件(第一報ニ發生)

要旨

會社(経営者)ト労働者(組合)ト間ニ發生シタル労働争議ニ關シテ、
該會社(経営者)ト労働者(組合)ト間ニ發生シタル労働争議ニ關シテ、
該會社(経営者)ト労働者(組合)ト間ニ發生シタル労働争議ニ關シテ、

一 争議發生ノ場所

豊島區東鴨町六丁目一三六八番地

二 事業主側

名称 共同ゴム株式会社

代表者 社長 岡野悌二

發生九、六 解決

使用労働者九五、廿九

争議参加者一〇、二 在野労働者ノ
關係労働組合

5173
8.10.10